

津市ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付要綱

令和6年3月29日訓第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営者がジャンボタニシ（スクミリンゴガイをいう。以下同じ。）による水稻への被害防除に取り組むことを支援することにより、効率的かつ安定的な農業経営を促進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防除事業 当該年度の薬剤散布によるジャンボタニシの防除を目的とした事業をいう。
- (2) 農業経営者 本市の区域内に水田を所有し、又は水田について次のいずれかに該当する権利（農業上の利用を目的とする賃借権及び使用賃借による権利に限る。以下同じ。）の設定を受けて、当該水田で水稻を栽培する農業者、集落営農組織その他市長が適當と認める団体をいう。
 - ア 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による権利の設定であること。
 - イ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項（改正法附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により本市が定めた農用地利用集積計画による権利の設定であること。
 - ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）第18条第1項の規定により定められた農用地利用集積等促進計画に基づく権利の設定であること。
- (3) 薬剤 防除事業を実施するために散布する薬剤（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づき登録されている農薬に限る。）をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「ジャンボタニシ被害防除事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象等)

第4条 補助金は、防除事業を実施する農業経営者に対し、当該農業経営者が防除事業を実施するために購入した薬剤（当該年産の水稻に係るジャンボタニシの防除のために購入したものに限る。）の購入費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする農業経営者（以下「申請者」という。）が他に防除事業に係る金銭援助を補助金の交付を申請する日までに受けた場合は、その額を交付対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、交付対象経費に3分の1を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 一の年度における補助金の交付は、同一の水田につき1回限りとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 散布ほ場一覧
- (2) 薬剤を購入したことが確認できる書類の写し
- (3) 薬剤を散布したことが分かる写真
- (4) 使用した薬剤の袋の数量が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付の決定を行うとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨をジャンボタニシ被害防除事業補助金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第9条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 津市長

(元)

住 所

申請者 氏 名 印

法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

年度において、ジャンボタニシ被害防除事業を実施したので、
津市ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付要綱第7条の規定により、
ジャンボタニシ被害防除事業補助金の交付について、次のとおり関係書
類を添えて申請します。

1 使用薬剤の名称			
2 事業実施区域の面積	m ²		
3 使用量（例：○袋、○kg）			
4 薬剤購入額	円		
5 他の機関の援助制度の活用 ※ 該当の場合はレ点	<input type="checkbox"/>	機関名 援助金額	円
6 交付申請額 ※ 補助対象経費の3分の1の額 (100円未満切り捨て)	円		
7 事業（薬剤散布）完了日	年　月　日		

※ 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する
場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第8条関係）

ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付決定及び確定通知書

津市（記号番号）
年　月　日

（所在地）

（氏名・法人名等）　　様

津市長　　（氏　　名）　印

年　月　日　付けて申請のあった津市ジャンボタニシ被害防除事業補助金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金　　円

条件

- 1
- 2
- 3

備　考

- 1 この通知の内容及び条件について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、申請の取り下げができます。
- 2 補助事業等については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。